

# 肥前国大村城修補許可の老中奉書について

—大村市立史料館所蔵史料の史料調査より—

白 峰 旬

## 1. はじめに

これまで個別城郭の老中奉書（城郭修補許可）の内容検討をおこなった拙稿として、三河国田原城<sup>(註1)</sup>、尾張国名古屋城<sup>(註2)</sup>に関する考察を発表してきたが、2003年4月より本学文学部史学科に赴任したことにより、九州地域での城郭関係の史料調査が身近な意味で可能になった。よって、本稿は同年5月、大村市立史料館（長崎県大村市）において大村城の関係史料（大村城修補許可の老中奉書等）を調査した際の結果を踏まえて、その史料に関する考察成果をまとめたものである。

大村城は、戦国大名から近世大名に成長した大村氏が、それまでの居城であった三城城から移転して、慶長3年（1598）（ただし、同4年〔1599〕説もある）に新規築城した城郭である。その後、大村氏（2万7900石）は同城を居城とし、江戸時代を通して一度の転封もなく明治維新まで存続した。このような歴史的背景を持つ大村城について、江戸時代の武家諸法度下における同城修補の実態を検証するため、本稿では大村城修補許可の老中奉書を年次順に史料紹介し、次に老中奉書以外の関係史料を史料紹介したうえで、その解説を付して考察を試みることにする。

## 2. 大村城修補許可の老中奉書

（※ただし、下記の史料〔1〕は修補許可ではなく、新規作事の許可である。また、下記の史料〔2〕は大村城修補許可の老中奉書ではないが、関連史料であるため提示した。）

▼史料〔1〕（大村市立史料館所蔵）※『大村市立史料館所蔵史料目録』<sup>(註3)</sup>（以下、史料目録と略記する）の整理番号…212-11

以上

大村城本丸ニ祖父并父両代雖住宅候、其方儀者幼少之時分ニ付侍屋敷有之候、如先代右之城中致屋作居住仕度之由、絵図之通達上聞候処、致作事可罷在旨、被 仰出候、可被得其意候、恐々謹言

寛永廿一申  
六月廿三日

松平伊豆守  
信綱（花押）  
阿部対馬守  
重次（花押）  
阿部豊後守  
忠秋（花押）

大村丹後守殿

▼史料〔2〕(大村市立史料館所蔵) ※史料目録の整理番号…212-10

大村之城本丸屋作有之而居住可仕之旨、去比奉書之趣忝之存之由、丹後之趣尤之事候、依之為御礼使者被差越候、念入候段可達上聞候、猶使者可有演説候、恐々謹言

九月三日

大村丹後守殿

阿部対馬守  
重次 (花押)  
阿部豊後守  
忠秋 (花押)  
松平伊豆守  
信綱 (花押)

▼史料〔3〕(大村市立史料館所蔵) ※史料目録の整理番号…212-6

以上

大村城本丸乾方石垣壺ヶ所、同所南方石垣壺ヶ所、孕候付而築直之事、二丸巽方石垣壺ヶ所、孕候付而築直之事、二丸堀折廻埋候付而浚之事、同所巳午方外堀埋候付而浚之事、絵図之通得其意候、以連々如元可有普請候、恐々謹言

延宝五巳  
五月廿四日

大村因幡守殿

久世大和守  
広之 (花押)  
土屋但馬守  
数直 (花押)  
稲葉美濃守  
正則 (花押)

▼史料〔4〕(大村市立史料館所蔵) ※史料目録の整理番号…212-7

以上

肥前国大村城本丸乾方石垣高式間横拾六間、本丸南方石垣高三間横七間、二丸巽方石垣高三間横拾壺間、以上三ヶ所共ニ石垣孕候付而築直事、二丸堀折廻長百拾間横拾間、二丸巳午方外堀長三拾六間横拾四間、右兩所之堀埋候付而浚之事、絵図書付之通得其意候、以連々如元可有普請候、恐々謹言

延宝九酉  
三月十八日

大村因幡守殿

大久保加賀守  
忠朝 (花押)  
板倉内膳正  
重道 (花押)  
堀田筑前守  
正俊 (花押)

▼史料〔5〕(大村市立史料館所蔵) ※史料目録の整理番号…212-3

以上

肥前国大村城本丸午未之方虎口脇堀下石垣壺ヶ所、崩候付築直之事、絵図朱引之通得其意候、如元可有修補候、恐々謹言

享保九辰  
五月廿一日

水野和泉守  
忠之御判  
松平左近将監  
乗邑御判  
安藤对馬守  
重行御判

大村伊勢守殿

▼史料〔6〕(大村市立史料館所蔵) ※史料目録の整理番号…212-4

以上

肥前国大村城本丸追手虎口北西之方堀下石垣壺ヶ所、同所続南之方石垣壺ヶ所、同所西北之方堀下石垣壺ヶ所、同所北之方堀下石垣壺ヶ所、同所台所口西南之方石垣壺ヶ所、二之郭東南之方堀下石垣壺ヶ所、同所東之方堀下石垣壺ヶ所、或崩或孕候付而築直度旨、絵図朱引之通得其意候、以連々如元可被申付候、恐々謹言

享保十一年  
二月廿九日

松平左近将監  
乗邑(花押)  
松平伊賀守  
忠周(花押)  
水野和泉守  
忠之(花押)

大村伊勢守殿

▼史料〔7〕(大村市立史料館所蔵「大村家覚書」)<sup>(註4)</sup>

※史料目録の整理番号…101-20

以上

肥前国大村城二之郭内大手口脇南之方堀下石垣壺ヶ所、崩候付築直之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可有普請候、恐々謹言

宝暦五亥  
六月廿七日

酒井左衛門尉  
忠寄判  
西尾隠岐守  
忠尚判  
松平右近将監  
武元判  
本多伯耆守  
正珍判  
堀田相模守  
正亮判

大村弾正少弼殿

▼史料〔8〕(大村市立史料館所蔵「大村家覚書」) ※史料目録の整理番号…101-21

以上

肥前国大村城本丸南方石垣壺ヶ所、同所坤方石垣壺ヶ所、同所西方石垣壺ヶ所、同所北方石垣壺

ケ所、同所良方石垣壺ケ所、二丸巽方石垣壺ケ所、同所南方櫓台石垣壺ケ所、或崩或孕候付築直之事、二丸堀折廻壺ケ所、同所良方堀壺ケ所、同所南方堀壺ケ所、埋候付浚之事、絵図朱引之趣得其意候、以連々如元可被申付候、恐々謹言

寛政五丑

六月廿三日

松平和泉守

乘<sup>(マ)</sup>邑 (乗完カ) 判

太田備中守

資愛判

戸田采女正

氏教判

松平伊豆守

信明判

松平越中守

定信判

大村信濃守殿

▼史料〔9〕(大村市立史料館所蔵「大村家覚書」) ※史料目録の整理番号…101-22

以上

肥前国大村城二丸南方櫓台石垣壺ケ所、崩候付築直之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可被申付候、恐々謹言

文政元寅

五月十八日

阿部備中守

正精判

酒井若狭守

忠進判

青山下野守

忠裕判

土井大炊頭

利厚判

大村上総介殿

▼史料〔10〕(大村市立史料館所蔵「大村家覚書」) ※史料目録の整理番号…101-22

以上

肥前国大村城本丸坤方石垣壺ケ所、崩候付築直之事、絵図朱引之趣得其意候、願之通如元可被申付候、恐々謹言

文政十一子

三月廿六日

大久保加賀守

忠真判

松平周防守

康任判

松平和泉守

乗寛判

水野出羽守

忠成判

青山下野守

忠裕判

大村上総介殿

## 3. 老中奉書以外の関係史料

▼史料〔11〕（大村市立史料館所蔵）※史料目録の整理番号…212-15

覚

二丸巽方門櫓及大破候間、崩之立直可申候、此儀者御奉書ニ及申間敷と奉存、絵図ニのセ不申候、然共為念申上候、以上

五月十三日

大村因幡守

▼史料〔12〕（大村市立史料館所蔵）<sup>(註5)</sup>※史料目録の整理番号…212-8

※この史料（「延宝五年丁巳五月十三日、大村御城石垣破損所等堀浚之儀、御頼被遊候覚」）については、長文に及ぶ史料であるため、箇条書きにして以下に現代語訳をおこなった。なお、史料の原文は一つ書きで記されており、下記においては、それぞれの一つ書きに対応して◎印により表示した。

延宝5年（1677）5月13日、大村城の石垣破損箇所及び堀浚のことについて、幕府へ申請した際の「覚」

- ◎大村城の石垣破損箇所及び堀浚のことについて、城絵図を提出して幕府へ申請した（この城絵図提出は、後述のように同年5月13日のことである）。（これ以前に）久保吉右衛門（幕府右筆）が、2度（それぞれ同年4月26日と5月13日の前に、という意味か？）、（絵図中の）申請箇所の「書付下書」をおこなった。
- ◎同年4月26日、城絵図（門・櫓の破損箇所、石垣の破損箇所、堀が埋まった箇所を記載した城絵図）と、先年の「丹後守様御城作事」の老中奉書の写し（寛永21年〔1644〕6月23日付老中奉書〔本稿中、前掲の史料1〕のことと考えられる）を酒井忠清（幕府の大老）のところへ、久保吉右衛門と「仰合」て持参して御目にかけて。その時、酒井忠清は、門・櫓の破損箇所については、「先規より有来分者不及御願之由」という「御意」を示し、石垣（の修復）と堀（の堀浚）に関してのみ申請するように、と指図した。そして、門・櫓については大破に及んでいるので、建て直しすべきだが、念のため、幕府へ「仰上」るように酒井忠清から指図された。このため、絵図を書き直して石垣と堀（の申請箇所）だけを絵図に記載した。
- ◎この前、酒井忠清のところへ城絵図を持参した際に、（本来であれば）「本御奉書」（老中奉書の原本という意味と思われる）を持参すべきところ、老中奉書の写しを持参したために、「本書」（老中奉書の原本という意味と思われる）を（改めて）持参するよう酒井忠清から指示された。しかし、その後、久保吉右衛門を通して、「本御奉書」を酒井忠清に見せたところ、その必要はない旨、指示された。
- ◎「城絵図を幕府へ提出する際には、岡部角左衛門（幕府の勘定頭）に「御取次」を頼み、同道して月番老中の久世広之のところへ持参して提出すること」を酒井忠清から指図された。そのため、同年5月13日に岡部角左衛門が同道して、まず、酒井忠清のところへ（書き直した）城絵図を持参して御目に向け、その後、久世広之のところへ持参した。
- ◎城絵図には、「年号月日、御名御判、御印判」を据え、絵図の「裏紙之次目」にも「御印判」を据えた。

- ◎ (城絵図には) 石垣の破損箇所と堀浚の箇所には、「朱之星ニけひき」をして記載した。
- ◎ 門・櫓については、「先規より有来分」であって、(破損修復について) 幕府へ申請する必要はないため、(城絵図には) 記載しなかった。(ただし) 別紙の「御書付」を作成して幕府へ提出した。
- ◎ 門・櫓については、高さ5間1尺・桁行8間・梁間2間4尺5寸であることは、(現在、大破の状況であるので) もし崩壊した時、老中へ申し上げるために、岡部角左衛門が覚書を作成して懐中に入れた。
- ◎ 堀の深さは(本来は) 2間であるが、現在は(埋まっているため) 2尺または3尺である旨についても、岡部角左衛門がその「御書付」を懐中に入れた。
- ◎ (大村城の石垣破損修復及び堀浚を許可した)「本御奉書」(この老中奉書は本稿中、前掲の史料〔3〕=延宝5年5月24日付老中奉書のことと考えられる)が老中久世広之より出された際には、「太守様」(大村藩主である大村純長のことを指すと思われる)は、(老中奉書を受け取り) 懐中に入れた。

#### 4. 解説

上掲の老中奉書(大村城修補許可)9点について、その摘要をまとめて一覧表にしたものが表1であり、年次的には江戸時代前期～後期まで幅広く分布していることがわかる。さらに大村市立史料館所蔵の他の史料において、同一の老中奉書(写)が散見される場合、その比較状況について示したものが表2である。

史料〔1〕は、管見の限り、大村城の修補等を許可した老中奉書では初見のものである。内容としては、大村城主である大村純信に対して、「祖父并父」(大村喜前と同純頼)の時と同様に、「城中」(「本丸」)に「屋作」をして「居住」することを許可したものである。大村純信は「幼少之時分」に「侍屋敷」にいた(つまり、大村城外、或いは、本丸以外という意味であろう)と記されているので、この場合の「作事」とは新規作事に該当すると考えられる。要するに、大村喜前や同純頼の時代の本丸殿舎は老朽化していたため建て直しとして新たに作事をおこなう必要が出てきたか<sup>(註6)</sup>、或いは、本丸内の違う場所に新たに作事をおこなったと推定される。そのため、許可主体が將軍決裁であることを示す「達上聞候」とか「被 仰出候」という文言が記されているのであろう。ちなみに、この老中奉書が発給された寛永21年の時点で、大村純信は26才であり、純信は元和6年(1620)、2才の時に襲封しているので、ある程度の年齢に達して、本丸に居住するため、その新規作事を幕府へ申請したことになる。

史料〔2〕は、付年号の記載はないが、前掲の史料〔1〕と関連しており、年次は寛永21年に比定できる。内容としては、前掲史料〔1〕の老中奉書が発給されたあと、大村純信が「御礼」の「使者」を幕府へ派遣したことに対する返礼としての老中奉書である。これと同様の事例は、他大名のケースでは、前田家(金沢城主)の寛永8年(1631)の事例が2例<sup>(註7)</sup>あるほか、細川家(熊本城主。ただし、この場合、許可対象になったのは支城の八代城)の同17年(1640)の事例が1例<sup>(註8)</sup>ある。管見の限り、このように老中奉書発給後、大名から御礼の使者(老中奉書発給に対する御礼の書状を持参した)を幕府へ派遣し(具体的には、この礼状は老中に宛てて出され、將軍への披露を依頼した内容であったと推定される)、これに対して幕府から返書(老中奉書)が出されるというケースは、寛永期のみに見られる特徴である。

史料〔1〕における老中奉書の年月日と、史料〔2〕における老中返書の年月日とを比較した場合、約2ヶ月経過していることがわかるが、このような時間的間隔が空いている要因について

《表1》

## 大村城修補許可の老中奉書

史料番号	老中奉書の年月日	城名表記	絵図に関する記載	許可文言	宛所
史料〔1〕	寛永21年6月23日	大村城	絵図之通	上聞	大村純信
史料〔3〕	延宝5年5月24日	大村城	絵図之通	其意	大村純長
史料〔4〕	延宝9年3月18日	肥前国大村城	絵図書付之通	其意	大村純長
史料〔5〕	享保9年5月21日	肥前国大村城	絵図朱引之通	其意	大村純庸
史料〔6〕	享保11年2月29日	肥前国大村城	絵図朱引之通	其意	大村純庸
史料〔7〕	宝暦5年6月27日	肥前国大村城	絵図朱引之趣	其意	大村純保
史料〔8〕	寛政5年6月23日	肥前国大村城	絵図朱引之趣	其意	大村純鎮
史料〔9〕	文政元年5月18日	肥前国大村城	絵図朱引之趣	其意	大村純昌
史料〔10〕	文政11年3月26日	肥前国大村城	絵図朱引之趣	其意	大村純昌

《表2》

## 大村城修補許可の老中奉書の各史料における収載一覧

老中奉書の年月日	老中奉書 (原本或いは写)	大村家覚書	見聞集	大村家譜	大村家記	九葉実録
寛永21年6月23日	○	○			○	
(寛永21年)9月3日	○	○				
延宝5年5月24日	○	○	○	○	○	○
延宝9年3月18日	○		○		○	○
享保9年5月21日	○	○		○		○
享保11年2月29日	○	○	○	○		○
宝暦5年6月27日		○				
寛政5年6月23日		○				○
文政元年5月18日		○				○
文政11年3月26日		○				○

※「(寛永21年)9月3日付老中奉書」は大村城修補許可の老中奉書ではないが、関連史料であるため提示した。  
 ※「九葉実録」収載の老中奉書(大村城修補許可)については、刊本である大村史談会編『九葉実録』第一冊(大村史談会発行、1994年、60頁、71頁、270頁、286頁)、同第二冊(同、1995年、329頁)、同第四冊(同、1996年、5頁、95頁)を史料典拠とした。

は、寛永17年の八代城における同様のケースを扱った花岡興史氏の研究成果<sup>(註9)</sup>が参考になる。同氏の分析によれば、八代城のケースでは、発給された老中奉書が国元(熊本)に到着するのに約2週間かかっており、その後、石垣修復にとりかかり、その目途がついた段階で、幕府に対する御礼の使者(礼状を持参)を派遣しているため、その時点でさらに約半月が経過している。それから約1ヶ月後に老中返書が出されているので、この八代城のケースでも修補許可の老中奉書の発給の日付から老中奉書(老中返書)の発給の日付まで約2ヶ月経過している。よって、普請(熊本城のケース)と作事(大村城のケース)という違いはあるものの、史料〔1〕及び史料〔2〕における大村城のケースでも同様の経緯を経ていたと仮定すると、約2ヶ月経過していることの要因が整合的に理解できる。

史料〔3〕・史料〔4〕は、大村城本丸及び二の丸の石垣修復、二の丸の堀及び外堀の堀浚を許可したものである。

史料〔5〕は、大村城本丸の石垣修復を許可したものである。

史料〔6〕は、大村城本丸及び二之郭<sup>(註10)</sup>の石垣修復を許可したものである。

史料〔7〕は、大村城二之郭の石垣修復を許可したものである。

史料〔8〕は、大村城本丸及び二の丸の石垣修復、二の丸の堀の堀浚を許可したものである。

史料〔9〕は、大村城二の丸の石垣修復を許可したものである。

史料〔10〕は、大村城本丸の石垣修復を許可したものである。

上掲の史料〔1〕及び史料〔3〕～史料〔10〕の老中奉書における城名表記、「絵図」に関する記載に着目すると、以下のような指摘ができる。城名表記については、史料〔1〕・史料〔3〕では「大村城」、史料〔4〕～史料〔10〕では「肥前国大村城」というように大きく2つに分類される(表1参照)。つまり、寛永21年の事例と延宝5年の事例では城郭名表記のみであり、延宝9年(1681)の事例とそれ以降の時代の事例では「国名+城郭名」という表記になっている。この点については、すでに拙著<sup>(註11)</sup>において老中奉書(城郭修補許可)における城郭名(書き出し文言)について指摘した、①城郭名のみ(「〇〇城」)が記載される事例は元和期～元禄期まで分布する、②「国名+城郭名」(「〇〇国〇〇城」)と記載される事例は元禄期以降に主流となり、享保期以降に一本化される(ただし、元禄期以前においてもその事例が確認できるケースがある)、という傾向と合致している。なお、上掲の史料〔1〕及び史料〔3〕～史料〔10〕の老中奉書では、「大村城」という名称で一貫して表記されており、幕府側の城名表記が「大村城」で統一されていたことがわかる。この点は「大村家覚書」(大村市立史料館所蔵)において、「久島城」或いは「久嶋城」と表記している点<sup>(註12)</sup>と異なっている。このように、幕府側の公式名称(城名)である「大村城」と、藩政史料における城名である「久島城」(或いは「久嶋城」)というように、両者で呼称が異なる点は<sup>(註13)</sup>、藩側の城名呼称とは関係なく、老中奉書では幕府側の公式名称として統一して「大村城」という城名を使用したことが看取され、老中奉書における城名使用の意義を考えるうえで留意される点である。

「絵図」に関する記載については、史料〔1〕・史料〔3〕の「絵図之通」、史料〔4〕の「絵図書付之通」、史料〔5〕・史料〔6〕の「絵図朱引之通」、史料〔7〕～史料〔10〕の「絵図朱引之趣」という記載が見られる(表1参照)。これらのことについては、すでに拙著<sup>(註14)</sup>において指摘した、①「絵図之通(趣)」…寛永13年(1636)以降に多用され、天和期頃に至るまで一本化して使用される、②「絵図朱引之通」…貞享期以降に多用され、元文期以降に一本化される、③「絵図朱引之趣」…寛延期以降に一本化される、などの点と合致する。また、史料〔4〕の「絵図書付之通」については、拙著<sup>(註15)</sup>において指摘した、元禄期・宝永期に多用される、という点の前段階に見られる事例として位置付けられる。

なお、上掲の史料〔7〕～史料〔10〕に関して、「大村家覚書」(大村市立史料館所蔵)には、その申請段階における願書の提出先の老中名が記されている。それによれば、史料〔7〕は酒井忠寄(宝暦5年〔1755〕6月19日、願書提出)、史料〔8〕は松平乗完(寛政5年〔1793〕6月7日、願書提出)、史料〔9〕は阿部正精(文政元年〔1818〕5月3日、願書提出)、史料〔10〕は大久保忠真(文政11年〔1828〕2月28日、願書提出)、へそれぞれ提出されていることがわかる。これらの老中はそれぞれの月の月番老中であり<sup>(註16)</sup>、いずれも奉書日付の日下(つまり、連署者の末座)に署名している。その中で、申請された月と老中奉書が発給された月との関係に着目すると、両者が同月のケースは史料〔7〕・史料〔8〕・史料〔9〕であり、申請された月の翌月に老中奉書が発給されたケースは史料〔10〕である。このことからすると、大村氏から申請を受けた担当の月番老中が、奉書日付の日下に署名し、その案件(月番老中への申請→老中奉書による許可というプロセス)が同月中に処理された場合、奉書発給月の月番老中名と奉書日付の日下に署名した老中名が一致することになり、案件処理が翌月に持ち越された場合、奉書発給月



の月番老中名と奉書日付の日下に署名した老中名は一致しないことになる。つまり、申請を受けた担当の月番老中は同月中に案件が処理されないケースでは、翌月まで持ち越して老中奉書の発給まで対応したことがわかる。

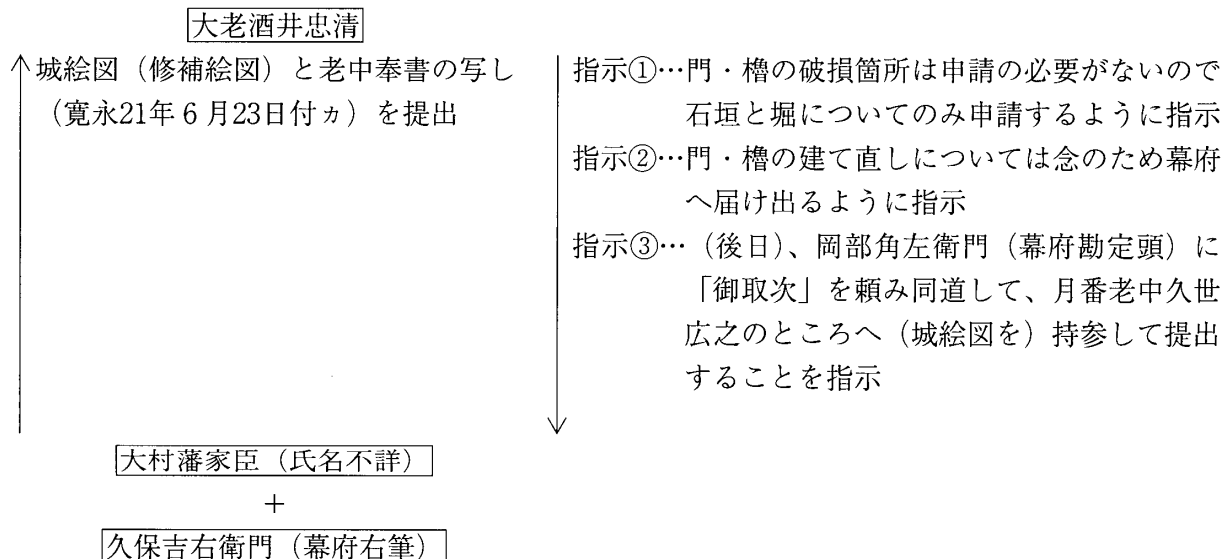
史料〔11〕は史料〔12〕と内容的に関連する史料であり、その内容としては、大村城二の丸の門・櫓が大破したので、これを解体して建て直す予定である旨を記し、このことは「御奉書ニ及申間敷」という理由から、幕府へ申請した絵図中の記載には載せなかったが、念のために申し上げる、としている。この覚書（史料〔11〕）の包紙には「此御書付者絵図ニ御添被差上候扣 壹枚」と記されているので、幕府へ大村城の修補絵図を提出する際に同時にこの覚書を提出した（ただし、この史料〔11〕の覚書は藩側の控えである）、ということがわかる。内容記載上の特徴としては、城名記載がない点、付年号がない点、等であるが、幕府への申請時にこの覚書が大村城の修補絵図と同時に提出されたということを勘案すると、修補絵図の方には城名記載や年月日の記載<sup>(註17)</sup>があったと考えられることから、覚書には城名や付年号が記載されなかったものと思われる。この覚書の日付である5月13日とは、史料〔12〕の記載内容によれば、月番老中の久世広之に城絵図を提出した日付であることから、この点からも、この覚書が修補絵図と同時に幕府へ提出されたことがわかる。上述の申請経緯及び、史料〔12〕との関連を考慮すると、史料〔11〕の年次は延宝5年に比定できる。なお、修復作事に関して、このような覚書を幕府へ提出したことについては、今後他城のケースにおける関連事例を精査検討していく必要があるが、この大村城のケースでは、門・櫓の破損状況が「大破」であり、そのため解体して建て直すことになった（「崩之立直可申候」というように大規模な修復作事であった点に起因するのかもしれない。また、史料〔12〕の内容からすると、この覚書の提出は大老酒井忠清の指図によるものであって、大村藩から自主的に提出したものではなかった点には注意する必要がある。

史料〔12〕は、延宝5年4月～同年5月にかけて大村城の修補申請の経過を記したものであり（史料〔12〕の摘要について、チャート的に図示したものを図1・図2としてまとめた）、内容的に大村藩と幕府との交渉経過が詳細に判明することから、当該期における幕府への修補申請過程を知るうえで重要な示唆を多く含んでいる。この申請経過において重要な点は、同年5月13日、月番老中久世広之に城絵図（修補絵図）を提出するが、それ以前の同年4月26日に、大老酒井忠清のところへ城絵図（修補絵図）を持参して、その記載内容の事前チェックを受けている点である。その時、酒井忠清は、絵図に記載された門・櫓の破損箇所は、「先規より有来分」（新規の作事ではなく、従来から存在する部分の修復作事、という意味であろう）であるので、幕府へ申請する必要はなく、石垣の破損箇所と堀浚の箇所のみを申請するように指示した。このように修復作事を幕府への申請対象から除外して、修復普請のみを申請対象とする点は、武家諸法度（寛永12年〔1635〕令）以来、その後の武家諸法度に踏襲されている規定であり、酒井忠清が指図したこの指示内容の法的根拠が、武家諸法度の規定に従ったものであったことは明らかである。

また、酒井忠清は、門・櫓は現段階で「大破」の状況にあるため、その建て直しに関しては念のため幕府へ届け出るように指示したが、その理由については、前述のように解体作業を伴う大規模な修復作事であった点と関連するものであろう。なお、4月26日、城絵図（修補絵図）の提出と同時に老中奉書の写しを提出している点は、過去に発給された老中奉書が証拠能力を持つことに起因すると思われる。この場合、「丹後守様御城作事」の老中奉書の写し、とあることから、寛永21年6月23日付老中奉書（前掲の史料〔1〕）に該当すると考えられ、この老中奉書における許可内容は、大村城本丸に「屋作」をおこない、大村純信が「居住」することを許可したものである。大村城内での作事という点では共通している（ただし、史料〔11〕によれば、延宝5年のケースは本丸ではなく二の丸の門・櫓である）。

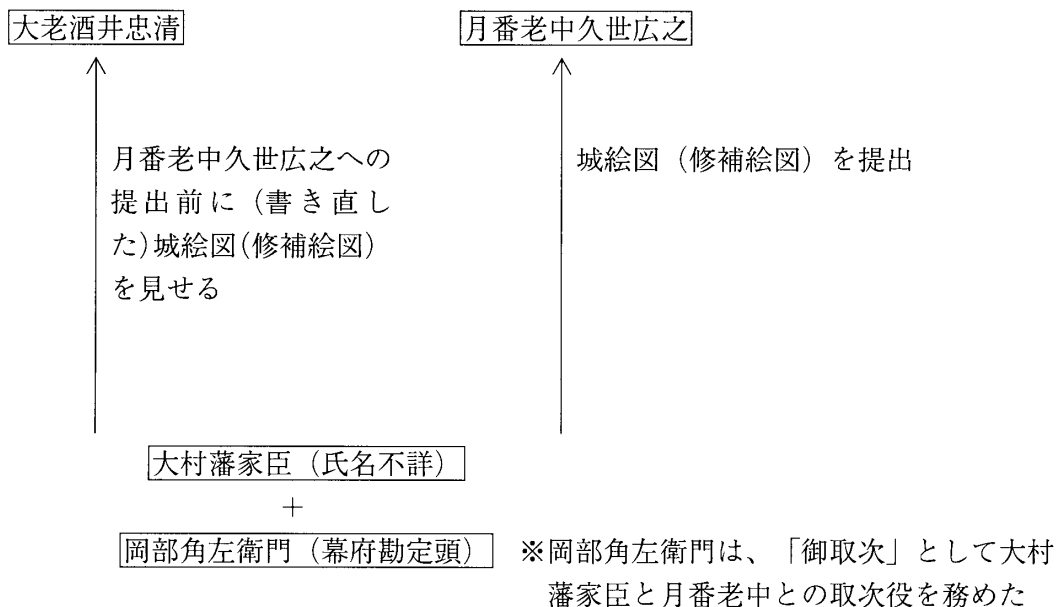
《図1》

延宝5年4月26日※事前に2度(それぞれ同年4月26日と5月13日の前に、という意味か?)久保吉右衛門(幕府右筆)が修補絵図中の申請箇所「書付下書」をおこなった。



《図2》

延宝5年5月13日



※幕府右筆が関与したのは、事前に修補絵図の「書付下書」をおこなった時と、延宝5年4月26日の大老酒井忠清への城絵図及び老中奉書(過去に発給されたもの)の提出の時であり、同年5月13日に月番老中久世広之へ申請(修補絵図を提出)する当日に「御取次」を務めたのは幕府右筆ではなく幕府勘定頭であった点に注意したい。

このように過去の老中奉書（写し）を提出した理由について推測すると、過去に大村城の作事が幕府から許可された前例がある（ただし、今回は新規作事であり、今回は修復作事である点は異なるが）、ということの証拠として提出されたものと思われる<sup>(註18)</sup>。付言すれば、この場合、酒井忠清に提出した老中奉書が原本ではなく写しであった点に関して、酒井忠清からクレームがつけられているが、このことは老中奉書の写しよりも原本の方が証拠能力が高いので、そのことを要求されたものと考えられる。そして、後日、大村藩からは老中奉書の原本を改めて酒井忠清に提出しているので、大村藩では延宝5年の時点から見て約30年前の老中奉書を保管していたことがわかり、証拠能力を要求される過去に発給された老中奉書の藩側における保管体制を知るうえで参考になる事例である。

酒井忠清が城絵図の事前チェック（延宝5年4月26日、5月13日）をおこなった背景については、周知のように当該期は、酒井忠清が幕政において大老として強力な政治力を発揮した時期（酒井忠清の大老在任期間は寛文6年〔1666〕～延宝8年〔1680〕）であり、そうした政治状況を如実に反映した結果であった、と考えられる<sup>(註19)</sup>。

延宝5年5月13日には、月番老中の久世広之に城絵図（4月26日の酒井忠清による事前チェックに基づき修復作事の申請箇所を削除して書き直した絵図）を提出し、この時、幕府勘定頭の岡部角左衛門が「御取次」として同道したが、この「御取次」に関する指示も4月26日の酒井忠清の指図によるものであった。この「御取次」とは具体的には、申請する側の大村藩家臣と提出を受ける側の月番老中との間の取次役を務めるものであった。このことは、すでに拙稿<sup>(註20)</sup>において指摘したように、江戸時代中期以降（元文年間〔1736～1741年〕頃以降）、幕府表右筆組頭が大名からの城郭修補に関する幕府側の事前申請窓口として一本化される以前の江戸時代前期において、月番老中への取り成しを依頼される幕府内での役職が一定していなかった時代における事例<sup>(註21)</sup>の一つとして位置付けられる。

史料〔12〕には、老中奉書が発給された日付は記されていないが、大名自身が老中奉書を受け取るという点は、江戸時代中期以降（元文期頃以降）のように藩の江戸留守居が老中奉書を受け取るという点とは異なっている。

その他、史料〔12〕の記載内容からは、①城絵図の「裏紙之次目」にも「御印判」を据えた、とあることから城絵図は一定以上の大きさであったことが推測できる<sup>(註22)</sup>、②城絵図における修補申請箇所について「朱之星」でマーキングしたことが記されているが、延宝期・天和期の他城の修補事例において類例が見られる<sup>(註23)</sup>、③門・櫓の規模に関する具体的な数値、及び、堀の深さに関する具体的な数値を、幕府勘定頭の岡部角左衛門が覚書や書付を作成して把握している、等の点が看取できる。

以上のように、大村市立史料館所蔵の大村城修補許可に関する老中奉書等の史料は、江戸時代前期（寛永期）～後期（文政期）における大村城修補の実態を知り得る貴重な史料であると評価できる。

## [註]

- 1 拙稿「三河国田原城修補関係史料について」（『愛城研報告』4号、愛知中世城郭研究会、1999年）。
- 2 拙稿「尾張国名古屋城修補許可の老中奉書について」（『三重大史学』3号、三重大学人文学部考古学・日本史研究室、2003年）。
- 3 『大村市立史料館所蔵史料目録』（大村市立史料館、1980年）。
- 4 大村史談会編『九葉実録』第二冊（大村史談会発行、1995年、129頁）には、この老中奉書に対応するものと

- して、申請時に大村藩から幕府へ提出された5月3日付の願書及び、宝暦5年5月付の「肥前国大村城石垣破損覚」（これは修補絵図の奥書文言と思われる）の史料本文が引用されている。
- 5 この史料〔12〕と史料目録の整理番号212-9の史料は、ほぼ同内容である。
  - 6 大村城の築城は慶長3年であるので、この老中奉書が発給された寛永21年の時点では、築城から46年経過していることになる。ただし、大村城の本丸殿舎が慶長3年の築城時に同時に建てられたかどうかは史料的に未詳である。
  - 7 木越隆三「元和～寛文期の金沢城修築について」（『研究紀要金沢城研究』創刊号、石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室、2003年）。ただし、老中返書の表現内容は、大村家に対する老中返書と比較して、前田家に対する老中返書の方が厚礼である点が異なっている。この要因としては、国持大名に対する老中返書とそれ以外のクラスの大名に対する老中返書の家格差に起因するものと考えられる。その他の相違点としては、前田家に対する老中返書は、書き止め文言が「恐々謹言」ではなく「恐惶謹言」である点が異なっている。また、前田家に対する老中返書2例、後述の細川家に対する老中返書1例（後掲註8）及び、大村家に対する老中返書1例（前掲の史料〔2〕）では、いずれも付年号の記載がない点は共通している。
  - 8 花岡興史「近世初期城普請をめぐる幕藩関係—寛永17年の八代城普請を中心に—」（熊本史学会における発表レジュメ、2002年6月1日、於：熊本県立図書館）。
  - 9 前掲註8に同じ。
  - 10 「二之郭」という表記は、史料〔6〕・史料〔7〕にのみ見られる。これに対して、史料〔3〕・史料〔4〕・史料〔8〕・史料〔9〕では、「二丸」と表記している。この場合、「二丸」＝「二之郭」という意味になるのか、或いは、それぞれ別の場所を指しているのか、についてはその申請の際、同時に幕府へ提出された修補絵図によって確認する必要があるが、それらの修補絵図については管見の限りその存否や所在等について現段階では確認していないので、その点についての結論は保留しておく。
  - 11 拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』（校倉書房、2003年、242頁）。
  - 12 「大村家覚書」（大村市立史料館所蔵）の享保11年（1726）正月15日条、宝暦5年5月3日条など。
  - 13 ただし、宝暦5年5月の大村城修補申請時に幕府へ提出された願書及び、修補絵図の奥書文言と思われる箇所の記載（前掲註4）では、「肥前国大村城」と記されている。この点については、大村藩側で、それまでの老中奉書の城名記載（「肥前国大村城」）に合わせて城名を統一する意味で申請時にこの城名を使用したと考えられる。このように、大村藩において普段使用していた城名（「久島城」など）と、幕府への申請時に使用した城名（「大村城」）を使い分けていたとすると、対幕府という意味において城名使用の公式・非公式の側面が窺い知れて興味深い。
  - 14 前掲・拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』（256頁）。
  - 15 前掲・拙著『豊臣の城・徳川の城—戦争・政治と城郭』（256頁）。
  - 16 「老中月番表」（『日本歴史』267号、吉川弘文館、1970年）。
  - 17 史料〔12〕には、この時（延宝5年）の大村城修補絵図に、「年号月日」を記載したことが記されている。
  - 18 この場合の過去に発給された老中奉書の提出が、幕府からの事前の指示によるものなのか、或いは、大村藩の自主的な判断によるものなのか、については、管見の限り史料的には不詳である。
  - 19 大老酒井忠清が城郭修補に関して、老中奉書とは別に書状を出すことにより関与した事例としては、磐城平城のケースが3例ある（寛文11年〔1671〕9月13日付、同年10月晦日付、同12年5月14日付の酒井忠清の各書状、『明治大学所蔵陸奥国磐城平藩・日向国延岡藩内藤家文書増補・追加目録（3）』、明治大学刑事博物館、1993年、4～5頁）。
  - 20 拙稿「城郭修補申請方式の変遷について」（『城郭研究室年報』9号、姫路市立城郭研究室、2000年）。
  - 21 前掲・拙稿「城郭修補申請方式の変遷について」では、こうした事例として、明暦期～寛文期の類例を提示した。

- 22 城絵図（修補絵図）の大きさについては、すでに拙稿「城郭修補絵図諸元比較一覧表（改訂版）」（『城館研究論集』発刊準備号、仮称城館学会、2001年）において、全国における諸城の修補絵図の類例を検討した結果、江戸時代前期の事例（万治期、寛文期、延宝期など）では長辺・短辺ともに150cm以上の大きな絵図も存在することや、城絵図の大きさの規格化が享保期以降になされたと考えられることなどの点を指摘した。こうした点を考慮すると、延宝5年の大村城の城絵図（修補絵図）の大きさが一定以上の大きさであった可能性も考えられる。
- 23 前掲・拙著『豊臣の城・徳川の城－戦争・政治と城郭』（259頁）。

[付記]

大村城修補許可の老中奉書等の史料閲覧にあたり、大村市立史料館の職員の方には、御丁重な御高配に預かりました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。